# 内閣総務官室に総理大臣官邸事務所等を置く規則 （平成十二年八月二十一日内閣総理大臣決定）

#### 第一条（総理大臣官邸事務所）

内閣総務官室に、総理大臣官邸の管理運営等に関する事務を行うため、総理大臣官邸事務所（以下「事務所」という。）を置く。

##### ２

事務所の長は、内閣官房組織令第五条に規定する総理大臣官邸事務所長とする。

##### ３

事務所に、副所長一人を置く。

##### ４

副所長は、総理大臣官邸事務所長を助け、事務所の事務を整理する。

#### 第二条（企画官）

内閣総務官室に、併任の者を除き、企画官二人を置く。

##### ２

企画官は、命を受けて内閣総務官室の事務のうち特定事項の企画及び立案に関する事務に従事する。

#### 第三条（調査官）

内閣総務官室に、調査官一人を置く。

##### ２

調査官は、命を受けて内閣総務官室の事務のうち専門的事項の調査、企画及び立案に関する事務に従事する。

#### 第四条（内閣副参事官）

内閣総務官室に、内閣副参事官三人以内を置く。

##### ２

内閣副参事官は、命を受けて内閣総務官室の事務に従事する。

# 附　則

この規則は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附則（平成二〇年一一月二七日）

この規則は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）の施行の日から施行する。

# 附則（平成二三年三月三一日）

この規則は、平成二十三年四月一日から実施する。

# 附則（平成二五年五月一六日）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二六年五月三〇日）

この規則は、平成二十六年五月三十日から施行する。

# 附則（平成二七年四月一〇日）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三〇年三月三〇日）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。